太田市告示第１１７号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、令和７年１０月１０日から次の市道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

太田市長　　穂　積　昌　信